

4 知的財産のマネジメント (1～3ページ程度で記載してください)

(0) 共同知財協定の変遷

①提出予定時期／実提出日 : /

②見直し時期 1 :

(1) 知的財産のマネジメントを実施する体制

表1に示すように、研究開発代表者の■が委員長、主たる共同研究者の■が副委員長、研究協力者の■と岡本が委員となり、大阪大学産学共創本部テクノロジー・トランスファー部門からの委員（現在人選中）を加えた知的財産マネジメント委員会を立ち上げる。委員会では、大阪大学、神戸大学、リンクスウェア（株）間での共同知財協定を作成し、締結する。本協定は、未来社会創造事業の知的マネジメント基本方針のもと、関連機関・企業の知的財産ポリシーに沿った協定とする。

表1 知的財産マネジメント委員会委員（探索研究期間）

役職	氏名	所属	備考
委員長	■ ■	大阪大学	研究開発代表者
副委員長	■ ■	神戸大学	主たる共同研究者
委員	■ ■	大阪大学	研究協力者
委員	岡本 明義	リンクスウェア（株）	研究協力者
委員	（人選中）	大阪大学	産学連携本部. 特許出願に関する助言

現時点で研究開発代表者が想定する知的財産マネジメントの運用方針は以下のとおりであるが、実際の運用は上記の共同知財協定に沿って、知的財産マネジメント委員会で決定する。

基礎理論に関する結果のように特許化しても侵害発見が難しい場合など、特許化のメリットが小さい場合には、学術雑誌・国際会議などでの発表による公知化を優先する。研究成果が産業界で積極的に活用できる見込みがある場合など、特許化することのメリットが大きい研究成果については、特許出願を優先する。特に、ユースケースの提供を受けて共同研究を実施する企業・団体との共同研究成果の特許化については、共同研究先と協議する。定期的に研究成果を委員会に報告し、特許化が有効と考えられる知的財産については、上述の共同知財協定に基づき、その承継／非承継の判断ならびに承継の場合の寄与率などを判断する。

社会的インパクトのあるユースケースを探索するとき、ユースケースを提供する企業・団体へ研究成果を公開することが必要である。その際の情報公開範囲を判断する。

ユースケースの探索などを通じて、共同研究を新たに実施する企業・団体が現れた場合は、実施先の企業・団体の知財担当部署も交えて新たな共同知財協定を改めて締結し、そこからの委員を知的財産マネジメント委員会に加える。

本格研究期間では、実施先企業・団体が多数となる可能性があるため、その場合には、本格研究開始時に知的財産マネジメント委員会の体制の変更を検討する。

(2) マネジメント活動計画

① 事業化に向けた知財戦略の策定

本課題は、人間を含む大規模なフィジカルシステムに対して安全・安心を担保した階層型管理システムの設計アルゴリズムを開発するものである。設計アルゴリズムは、形式手法と機械学習を用いた階層型管理と協調動作の分散強化学習に関連するものである。アルゴリズムの基本的なアイデアはコア特許として出願する。その理論的な解析などは、学術雑誌、国際会議などに発表して、客観的な評価を得る。ユースケースの提供先を探索するときこの評価を活用する。ユースケースの提供を受ける

企業・団体の探索では、大阪大学産学連携本部、大阪大学基礎工学研究科産学連携センターなどに協力してもらい、各種マッチングイベントなどで広くアピールする。本格研究期間においてユースケースの提供を受けて共同研究を実施する企業・団体との研究成果については、知的財産マネジメント委員会での審議を経て、特許化する。

設計支援ツールは、開発段階ではオープンにして、多くの人からの評価を基に使い易いツールとして改良を加える。最終的には、簡易版とプロフェッショナル版を作成する。簡易版はオープンにし、プロフェッショナル版は知的財産マネジメント委員会でも事業化を検討する。

② 実施候補企業、投資家、起業家の視点による上記①の知財戦略の評価・検証の計画

探索研究期間に実施するタクシー総合支援アプリを用いた実験では、すでに大阪大学の■とリンクスウェア（株）の岡本とが共同出願しているバックグラウンドIPも活用する。タクシー乗務員、タクシー会社によるアプリの評価を基にアプリを改良するとともに、アルゴリズムの改良に取り組む。

本課題で開発する設計法に興味を持つ企業・団体からユースケースの提供を受け、実証実験に取り組む。そして、先に述べたように、それらの企業・団体については、共同研究の実施が決まった時点で知的財産マネジメント委員会の委員としても参画してもらおう。

③ 知的財産に関する啓発活動（含む、共同知財協定の内容周知）

本課題の参加者のほか、研究開発代表者および主たる共同研究者の所属する研究室の構成員にも共同知財協定の内容を周知することで、秘密保持を徹底させるとともに、学生を含む若手研究者の知的財産に対する理解の深化を促す。